

ハラスメント等相談窓口 のご案内



設置目的

2020年6月1日 パワハラ防止法が施行されました。
同法により、グループホームコスモスでも2022年4月1日から
義務化が適用されます。

対象者

ハラスメントを受けたと考える正職員、パート、アルバイト。
グループホームコスモスの職員全て

相談内容(例)

同僚から暴力行為を受けたが、これは
パワハラにあたるのでないか。

一人では出来ない量の仕事を押し付け
られた。

複数の人の前で上司から無能扱いする
言葉を受けた！！

相談対応

相談者からの相談に対して助言を行います

- ① 相談窓口によるヒアリング
相談者の相談や思いを聞きます。
医療との連携や外部の相談窓口の紹介、
会社として考えられる対応等。
- ② 事実確認のヒアリング
相談者が会社としての対応を希望した
場合は、相談者と相談しながら事実確認
を行います。
- ③ 行為者の措置を検討します。

設置場所・連絡先

まずは、コンプライアンス委員会へご相談下さい。直接のご相談、電話やライン、手紙でも受け付けております。電話やラインは委員のプライベート携帯となりますので、時間等配慮していただけると幸いです。



ハラスメントは 許しません！！

相談窓口においては、職場におけるハラスメントが
現実におきている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や
職場におけるハラスメントに該当するか否かの微妙な場合
であっても、広く相談に対応いたします。

総合労働相談コーナー

滝川労働基準監督署内に
設置。いじめ、嫌がらせ、
パワハラ等あらゆる分野の
相談・解決する相談窓口。
電話や対面での対応。

月～金 9:00～17:00

滝川総合労働相談センター

0125-24-7361

ハラスメント悩み 相談室

厚生労働省が運営する
ハラスメント全般に関する
相談窓口。電話やメール、匿
名でも相談可能。

月～金 12:00～21:00

土・日 10:00～17:00

0120-714-864

mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

みんなの人権 110番

法務省が管轄する、差別や
虐待、ハラスメント、色々な
人権問題についても相談窓
口。メール24時間対応。

電話や対面、メールでの相談

電話・対面 月～金

8:30～17:15

0570-003-110

メール インターネット人権相談
検索をクリック

ハラスメントをしたことが確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分
の対象となることがあります。行為の具体的態様、当事者同士の関係や
被害の程度・心情等を総合的に判断して処分を決定します。

ハラスメントで悩んでいませんか？

コスモス相談窓口

コンプライアンス委員会

※あなたが正社員でなくても、パートやアルバイトであっても相談することが出来ます。

※ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合もご相談ください。

※相談には公平に、相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはしません。

※気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から業務にかかわる方々とのコミュニケーション
を図ることを大切にしましょう。

コンプライアンス委員会（本郷、松田、小浜、森、佐々木）